

山梨県野生イノシシ侵入防止柵設置事業費補助金交付要綱

令和元年10月8日 畜第1870号

(趣旨)

第1条 知事は、養豚農場への野生イノシシ等の侵入防止柵の整備を推進するため「アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要綱（令和元年8月9日付け元農畜機第3072号。以下「実施要綱」という。）及び公益社団法人山梨県畜産協会アフリカ豚コレラ侵入緊急支援事業実施要領（令和元年10月8日付け31山畜第1-244号。以下「協会要領」という。）に基づいて、実施要綱第1の2に規定されている取組主体（以下「取組主体」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、実施要綱、協会要領、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 この補助金は、公益社団法人山梨県畜産協会長（以下「畜産協会長」という。）に補助するものとし、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 畜産協会長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画総括表（別紙1）を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 畜産協会長は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金についての仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額し届出書（別紙2）を添えて申請しなければならない。

ただし、申請時に当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、第3条第1項の規定による補助金の交付申請について、その内容を適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により畜産協会長に交付決定の通知をするものとする。

(事業の内容変更)

第5条 畜産協会長は、当該補助金の交付対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する経費を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表に定める軽微な変更を除く。

2 畜産協会長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

3 畜産協会長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(事業遂行状況の報告等)

第6条 畜産協会長は、規則第10条の規定に基づき、令和元年12月31日現在の執行状況を執行状況報告書(様式第5号)により、令和2年1月15日までに知事に報告しなければならない。

(概算払請求)

第7条 畜産協会長は、規則第7条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 畜産協会長は、規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、実績報告書(様式第7号)を事業が終了した日から1か月を経過した日又は令和2年4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 畜産協会長は第3条第2項ただし書により交付申請したときは、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付申請した畜産協会長は、本条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金についての仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、畜産協会長あて補助金額確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(その他)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助事業等の遂行に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月8日から施行するものとする。

事業の種類 類	補助対象経費	補助率	軽微な変更
実施要綱に基づく、野生動物侵入防護柵整備事業	野生動物の侵入防護柵の整備に要する経費。	<p>4分の1以内</p> <p>可動柵は設置長1メートルあたり1万円、その他については設置長1メートルあたり2千5百円を上限とする。</p>	<p>1 事業費の30%以内を増減させる変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p> <p>2 補助事業の目的の達成のために支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p>